

届出制手数料届出書

届出制手数料変更届出書

5. 1. 20

① 年 月 日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな)

ベすとわーく じー

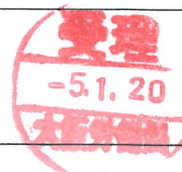
②届出者 氏 名 株式会社 BESTWORK-G

代表取締役 桑原 吉雄

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	27-ユ-303975
(ふりがな) ④氏 名 又 は 名 称	ベすとわーく じー 株式会社 BESTWORK-G
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒 5 6 6 - 0 0 5 5 電話 (06) 6195-8722
	おおさかふせつつししんざいけいっちょうめ
	大阪府摂津市新在家一丁目28番14号
⑥適用開始・変更予定日	5. 4. - 1 年 月 日
⑦届出・変更届出内容	別紙「手数料表」のとおり
⑧備 考	担当者氏名：中埜 秀俊 役職：職業紹介責任者



手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	なし
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50 % (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50 % 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50 % 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。
別途加算となります。

許可番号 27-ユ-303975

(事業所名) 株式会社 BESTWORK-G

(所在地) 大阪府大阪市東淀川区豊新3丁目8-11 いほりビル2階